

令和2年度第1回 伊予市文化財保護審議会 議事録

【日 時】 令和2年8月20日（木）10時05分～12時05分

【場 所】 IYO 夢みらい館 2階 工芸室

【出席者】 審議会委員：門田眞一会長 岩田恒郎委員 遠藤貢治委員 木曾博機委員
久保繁行委員 鈴木洋委員 玉井光憲委員 本田壽委員
松浦弘正委員 胡光委員（10:00-11:00 途中退席） 以上10名

事 務 局：渡邊博隆 佐々木正孝 北岡康平 東岡由香 島崎達也

【欠席者】 事 務 局：泉一人 田村政幸

協議事項などの結果要点

- ・法定の議事録を適切に作成する。
- ・市指定天然記念物の指定解除4件（ヤブツバキ（池ノ久保）・ツバキ〔シュテンドウジ〕・クスドイゲ・ヤブツバキ（下唐川））承認。
- ・クスドイゲの新規指定承認。
- ・明治六年高岸村絵図の新規指定承認。
- ・県指定史跡市場かわらがはな古代窯跡群は、愛媛県からの依頼で、伊予市文化財保護審議会にて指定範囲をもう一度明確にしたうえで、県の文化財保護審議会にあげて確定する必要がある。埋蔵文化財のことにつき、伊予市遺跡詳細分布調査委員会に調査検討を依頼する事案でもある。現時点では、指定申請時の伊予市市場乙21番地を指定範囲とするが、調査により指定範囲を拡大させる可能性がある。保存と活用という意味で、見学できるように整備可能な範囲が指定範囲になる。県指定の3つの窯跡以外の調査と整備を、地元として県に要望する。
- ・令和2年度は「三島神社の二重門」に文化財看板を設置する。
- ・令和2年度は「郡中層化石調査報告書（仮）」を刊行する。県指定天然記念物扶桑木の保護のため、文化財看板設置のため、愛媛県の文化財保護審議会に成果を提示する。
- ・中予管内合同視察は、令和3年2月中旬に実施する。内容は状況に応じて中予教育事務所と協議し、伊予市文化財保護審議会委員の皆様にも御参加いただくよう呼び掛ける。
- ・令和2年度中に、愛媛県美術館に福田寺の仏像調査を依頼する。
- ・平成31年度第1回文化財保護審議会において提言いただいた内容のうち、伊予市遺跡詳細分布調査委員会との連携、伊予市郷土文化講演会について市民から題材を広く募集する件、収蔵資料の保管場所の問題については引き続き検討中。
- ・平成31年度に予定していた『灘町宮内家文書目録 近代編・補足編・補遺』は刊行できなかった。

- ・長州大工について、愛媛県建築士会の中で再調査の意見が出ており、調査の際は伊予市教育委員会を通じて、地元を協力を依頼する。平成 31 年度調査成果については、建物全体を指定するかなどを、伊予市教育委員会事務局で決定して作業していく。
- ・風水害にて崩落の危険性がある文化財は、巡視をして事前に対策していく。
- ・今後の文化財看板設置は、市指定の文化財を優先させる。
- ・国の登録有形文化財福田寺本堂の図面は、愛媛県建築士会で作成中であり、完成後に伊予市文化財保護審議会で提示する。
- ・文化財の寄贈と寄託は積極的に進める。
- ・令和 3 年度は、平成 31 年度と同様、愛媛県の顕彰事業を利用した伊豫岡古墳の支障木伐採の要望がでているので、引き続き協議していく。

委員会議事録（※発言内容は要約した）

1. 開会あいさつ（00:01:02～）

（定刻から 5 分遅れて、会長の挨拶で開会した。東岡主査の挨拶が続く。）

2. 議事 会長が司会進行を行い、事務局は事務局 1 が説明をする。（00:08:31～）

I 確認事項 平成 31 年度第 1 回審議会議事録の確認について

（事務局 1 より、議事録送付のお詫びと誤字の訂正のお願い。）

（会長）

またお気付きの点がありましたらよろしくお願ひします。伊予市教育委員会も議事録を公開しておりますので、伊予市文化財審議会についても議事録を公開して、市民の関心を得ることが大事です。

II 審議事項

(1) 市指定文化財の指定及び解除について（00:14:08～）

ア ヤブツバキ（池ノ久保）の滅失（枯死）による指定解除について（11-13 頁）

イ ツバキ〔シュテンドウジ〕の滅失（枯死）による指定解除について（14-16 頁）

（事務局 2）

資料 11 頁の双海町池ノ久保のヤブツバキは、強風で折れてしまいました。今年の 4 月に樹木医に診ていただき、地元も撤去を希望していたことから、指定解除やむなしと判断しました。次に、15 頁を御覧ください。上唐川のシュテンドウジについても、平成 27 年から経過観察をしていたのですが、この度、同じく樹木医の方に診断していただいて枯死を確認し、指定解除やむなしの判断となりました。まずは、この 2 件につい

て、指定解除を諮りたく思います。

(委員 4)

昨日、池ノ久保のヤブツバキを見に行きましたが、完全に枯れておりました。指定解除はやむなしと思います。

(会長)

樹木の樹齢によるのか、または環境的なことなのですか。

(委員 4)

1月の強風で倒れて、幹も空洞で、芽も出ない状況です。

(会長)

はい。よろしいでしょうか。残念ですが、滅失ということで指定解除よろしくお願ひします。では、次をお願いします。

ウ クスドイゲの指定解除と新規指定について (17-25 頁)

(事務局 2)

次に、少し特殊な事例です。17 頁を御覧ください。市の指定天然記念物であるクスドイゲの調査を実施した結果、ずっと前に枯れてしまったことが判明しました。調査成果は、18-22 頁の調査報告書と、23 頁の診断書を参照ください。調査報告書は、過去の文献や写真をもとに、今生えているクスドイゲが指定対象なのかというのを検証したものです。結果、指定されたクスドイゲは二股が特徴的な木であり、現在は残っていないこと、伊予市の文化財では、平成 5 年頃から別の木を天然記念物のクスドイゲと誤って紹介し始めたことを突き止めました。平成 23 年の「いよしの文化財」にもクスドイゲが掲載されていますが、これは全く関係が無い木です。樹木医の先生の診断の結果も、指定対象は枯死したとのことです。

しかし、同じ神社境内には、別のクスドイゲが存在し、こちらを新たに天然記念物に指定しては如何かとの意見が出ております。この別のクスドイゲも、指定されていたものとほぼ同じ大きさで、指定対象として申し分ないものと、樹木医の先生から診断書の最後に御意見をいただいております。実質的な指定対象の変更になりますが、地元の意思も確認しており、24 頁の申請書をいただきました。

つきましては、指定解除と新規指定の 2 点を同時に諮りたくお願ひ申し上げます。

(会長)

森天満宮の指定天然記念物ですね。指定木の指定解除ですが、同じ規模の最大級のクスドイゲが同じ境内にあり、新規指定にて保護していくということです。幸い、プラスマイナス 0 で現状維持ということですね。これについて御意見いただけませんか。

(委員 9)

提案内容に異議はありませんが、当初、2本あったうち片方のみが指定された理由はあるのですか。

(事務局 2)

調べた限り、どのような理由かは不明です。2本のうち片方だけ昭和40年代に指定されています。

(委員 9)

古い指定はなかなか理由が分からないですが、いずれにしろ、同じ価値とみてよろしいのですね。わかりました。

(会長)

別の木の写真が紹介されたり、2本あったことが理解できていなかったということで、指定の際は慎重な調査が必要ということですね。2つの指定解除と、1つの新規指定ということでよろしいですね。では、エのヤブツバキをお願いします。

エ ヤブツバキ（下唐川）の滅失（倒木）による指定解除について（26-29頁）

(事務局 2)

次に、26-29頁を御覧ください。これは最近のことなのですが、下唐川のヤブツバキが倒れてしまいました。樹木医の先生の調査が終わった後だったので、まだ診断していただいていないのですが、写真のように、完全に折れてしまっており、内部も空洞化しています。素人目には再生の可能性が無いように見受けられます。地元も撤去と解除を望んでおり、先週、落ちた枝を片付けました。つきましては、ヤブツバキを樹木医の診断なしで解除することの是非について諮りたく、お願いします。

(会長)

これも、強風など近年にない風水害で生じたものです。樹木医の調査は未実施なのですが、現地で踏査した結果、枯死が進んで再生の可能性がなく、地元も解除を望んでいる。よろしいでしょうか。（異議なしの声）・・・では、残念ですが、指定解除ということで御確認願います。ありがとうございます。このように、天然記念物の樹木がどんどん逸失して行って、地元の人々の想いも消えて行っていますが、今後とも見守りながらいきましょう。指定解除に心を痛めて、指定解除に取り組んでいきましょう。

では、オの明治6年双海町高岸村絵図についてお願いします。

オ 「明治六年高岸村絵図（仮称）」の新規指定について（30-39頁）

(事務局 2)

地租改正の直前、明治6年の双海町高岸村の絵図です。伊予史談会の柚山先生の論文と、38頁の意見書を添付しましたので御査収ください。

現在は伊予市教育委員会に寄贈していただいております。作者不明で伝来は定かで

ないですが、元所有者の鷹尾家が江戸時代に高岸村の庄屋であったことから、明治時代前期に村役場として作成した資料がそのまま伝来した可能性が考えられます。絵図に「明治六歳癸酉十二月」との記載があることから、明治6(1873)年の作で、耕地一筆ごとに、黒字で地番を、朱字で小字名を記載しています。凡例もしっかりしています。地図として見るだけで楽しいですが、これは地租改正による土地測量より前の土地一筆ごとの地番、小字名、地目、道や溝の状況等を把握できる貴重な歴史資料であり、伊予市の貴重な文化財として保護する必要があります。要綱と照らし合わせて、古文書としての取扱いが適切と判断します。

(会長)

今、説明がありましたとおり、これまでも存在は知られておりましたが、近年は古地図の発掘が進んでおり、柚山先生にも研究していただいております。31頁で評価していただいております。保存の仕方についても助言があり、指定の基準の「イ」に該当するというので、御意見ございませんでしょうか。

(委員3)

私は、指定に値すると考えております。資料を柚山先生に分析していただき、そういう御判断を頂戴しましたので、できれば、指定をお願いしたいです。

(会長)

今、中世の城跡(※補足:海辺城跡)も絡んでおり、その基礎資料的な意味合いもあるとの指摘があります。委員9、何かございませんか。

(委員9)

地図自体、価値が高いものと思います。注意が必要なのは、他の場所にも同じようなものが出てこないかということです。先程の樹木と同じで、これは指定されているが、他の場所のものは指定されていないという状況がないか。県内、市内で唯一のものか、唯一性も大切な視点です。価値が高ければ、他に出て来たものも指定対象となります。

ぱっと見たところ、地租改正の際に全国的に作られたものと似ているため、全国で似たようなものが出てくる恐れがあります。しかし、よく見ると、全国的に統一的に作られた「字引き図」とは若干違う。その前に独自に作られたものである可能性があります。凡例も短冊状で、緑が目立つ。全国版だとコバルトブルーを基調としています。そういう意味では、この絵図は独自性があり、仮に似たようなものが別に出てきても、これは独自のものとして、指定に値すると思います。

(会長)

柚山先生も書かれています。小字名をこのように書いているのは類例がありません。委員9の御意見も議事録に残し、指定時の解説文章に入れるなどしていただきたいです。

(委員2)

38 頁の柚山先生の意見書の6番について、保管方法が書かれていますが、指定時はこのような方法で保管されると考えてよいのでしょうか。

(会長)

これは柚山先生の御意見ですが、教育委員会で保管方法を検討していただきたいです。しっかりと原本を保管して、複製展示とした方が、利活用を考えると安全ですね。

(2) 県指定史跡について (00:34:28～)

ア 市場かわらがはな古代窯跡群の指定範囲について (40-45 頁)

(事務局 1)

資料 40 頁をお開きください。市場にあるかわらがはな古代窯跡群の指定範囲について、担当より御説明いたします。

(事務局 2)

市場かわらがはな古代窯跡群は、県指定史跡となっている貴重な埋蔵文化財です。昭和40年頃に判明していた3基の窯のみが県の指定史跡となっております。しかし、昔のことゆえに、指定範囲が明確ではありません。加えて、その後の調査で窯がどんどん見つかりました。42-45 頁に、先月の伊予市遺跡詳細分布調査委員会で検討した包蔵地台帳を添付しておりますので御査収ください。こちらが、愛媛県と伊予市で情報を共有できている最新のデータとなります。44 頁を御覧にください。県指定の対象は1-3号窯のみですが、窯跡は19箇所確認されております。包蔵地、つまり法律上の遺跡として設定したのは、45 頁の赤線の範囲です。県指定史跡としての指定対象をどこまで広げるのか。それを伊予市教育委員会で検討しないといけないのですが、これは現地調査を経た検討が必要な案件です。昨年度も問題になりましたように、埋蔵文化財のことで、伊予市遺跡詳細分布調査委員会に調査検討を依頼する案件であると考えます。

(会長)

御存じの通り、全国的にも珍しい古代の窯跡です。昭和41年には一旦伊予市の指定文化財になっています。県指定になっているのは3基のみで、史跡の場合は所在地のみで、具体的な範囲の明示がないです。包蔵地の精査をしているのですが、そのなかで、指定の範囲がどうなっているのかと、委員さんや県から指摘がありました。県指定なので愛媛県がちゃんとする事案のように思えますが、共同責任として、所在地の市町村の文化財保護審議会で指定範囲をもう一度明確にしたうえで、県の文化財保護審議会にあげて確定していただく必要があります。みなさんの努力で19番まで窯がこの範囲内に存在したであろうというのが分かったことが前進かと思えます。

(委員 5)

この範囲は、全て民有地なのですか。

(事務局 2)

墓地は共有地、残りは民有地、高速道路の側道などは、高速道路の土地です。

(委員 5)

民有地は、複数の所有者なのですね。伊予市の県指定史跡は2箇所。しかもこれは白鳳時代の古いものなので、そのあたりをきっちりしていただきたいです。私も全部まわっていないですが、県指定の3箇所以外は、入れるのですか。

(事務局 2)

県指定の3箇所を除くと、竹藪が茂っているほか、一部が側道の下になってしまっているため、私の調査では現状を確認できませんでした。実際に掘ってみないと分かりません。県指定の3基は発掘調査がされていますが、残りは推定です。

(会長)

県指定の3基以外は、消滅している恐れもあります。残っているものもあるでしょうが、今後、調査によって、新しい発見もありますし、範囲が北に伸びるという意見もあります。現時点では、この範囲ということで、伊予市文化財保護審議会として県にあげたいと思います。

(委員 9)

45頁の地図にある、青色のラインが、現在の指定範囲ですか。

(事務局 2)

40頁に戻ってください。伊予市としては、伊予市市場乙21番地を指定範囲に申請しております。この21番地が、青線で囲った範囲です。平成になってからの分筆の結果も線引きしています。

(委員 9)

今後、発掘成果が出たら、この範囲を広げていくという考えですね。

(事務局 2)

そうです。窯跡の保存状態も調査しながらになります。範囲が広がった場合、青線で囲った指定範囲を広げていきます。

(委員 9)

わかりました。指定範囲を広げた場合、先ほどの御意見があったように、保存と活用という意味で、見学できるように整備する必要があります。それが可能な範囲が指定範囲になると思いますので、そういった点も御検討ください。

(委員 1)

高速道路は今後4車線化しますよね。既に付近で用地は買収されています。橋脚などにひっかかるところも出てくるかもしれません。注意が必要です。

(会長)

包蔵地であるという以前に、開発許可の手続きがなされるため無視できません。

(事務局 2)

包蔵地台帳で線引きをした以上、文化財保護法により、開発前の届出通知の義務が生

じます。よって、未届での開発が行われないよう、関係機関に注意啓発などを引き続き行ってまいります。

(会長)

今、御指摘いただきました。保存と活用の前提、範囲を広げることについてですが指定の3つの窯跡以外の調査と整備を、地元として県に要望したいです。というのを意見として出して、包蔵地という書面的なことではなく、県の指定文化財充実という意味で、お願いしたいです。以上です。

(3) 令和2年度の事業計画 (00:47:44~)

(1) 文化財看板設置について (46-48 頁)

(事務局 1)

毎年、指定文化財に係る看板を設置しておりますが、今年度は双海の三島神社の二重門に設置をする予定で手続きを進めています。詳細について、担当より説明いたします。

(事務局 2)

昨年度の審議会で提案しましたとおりですが、高岸の三島神社の二重門にて、今年中の設置を計画しています。元禄文化の影響を受けた江戸後期の重門造として、重要なものですが、古い看板が写真のように劣化しております。文面については、47 頁の古い看板や、平成 23 年の「いよしの文化財」をはじめ、様々な文献をもとに、資料 46 頁の内容を作成しました。読み上げます。『双海町高岸本郷亀の森の三島神社境内に位置する。均整のとれた二階建ての十二脚門で、元禄文化の影響を受けた江戸後期の重門造である。軒の扇垂木や多くの墓股（蛙股）が用いられており、建物周囲の彫刻は京都の名工の作と伝えられている。内子の大工「長尾幸之進」が天保 3 年（1832）に着工し、天保 12 年（1841）に棟上げした。』QR コードを設置します。設置箇所は宮司様と協議をしております。46 頁の下の写真の赤線範囲を予定しております。

(委員 4)

賛成ですが、当日配布資料 10 頁の看板設置を見ると、古い看板に○がたくさんついていますが、1 箇所分しか予算が無いのですか。痛んでいる、緊急性がある看板があるのか無いのか教えていただきたいです。

(事務局 1)

緊急性については、優先順位をつけていかないといけません。予算の都合で毎年 1-2 件予算をつけております。今年度は、昨年度の審議会の結果、三島神社 1 件をつけることにしました。また、来年度以降の予算も検討させていただきたいです。

(会長)

では、三島神社二重門についてはよろしいでしょうか。この看板設置は、文化財を公開する手段ですので、看板や掲示物で市民に文化財の啓蒙をする役割があります。財政

が厳しい状況ですが、ひとつずつやっていきたいと思いをします。

(2) 刊行物について (49-55 頁) (当日配布資料 5-7 頁)

(事務局 1)

資料 4 9 頁をお開きください。今年度の事業として、「郡中層化石調査報告書 (仮)」について、刊行を予定しています。構成、内容等、詳細について、担当より御説明いたします。

(事務局 2)

昨年度の審議会でもお伝えしました通り、今年度は報告書を作成します。資料 49-55 頁、そして当日配布資料の 5-7 頁までが資料となります。項目やタイトルについて御確認いただきたいです。49 頁を御覧ください。報告書の内容、目次案を提示しております。だいたい 40~50 ページを想定しています。当日配布資料 5-7 頁を御覧ください。原稿のうち 1, 2 章の文章の下書きを掲載しております。自然科学と人文科学の両方から、県指定天然記念物を評価することで、文化財としての保護と活用に繋げるのが、報告書の目的です。事業の経緯については、当日配布資料 7 頁にまとめております。平成 22 年度から 10 年がかりの調査となっておりますが、基本的には、双海地域事務所に展示している巨大扶桑木の保存処理と、伊予市が保管している化石の同定作業という、本来は別々の事業を、報告書というかたちでまとめるものです。

まず、産出した化石の同定作業に関する原稿執筆は、10 月を締め切りに、外部の専門家 3 名に御依頼しております。巨大な扶桑木の化石が、伊予市の木であるメタセコイアであることを明確にするのが目的です。また、指定対象ではない、種子化石と貝類化石の同定と原稿執筆もお願いしております。メタセコイアについては、おととい、同定結果が出たのですが、保存状態が悪く、メタセコイアかどうか判断できないとのことでした。

問題は、当教育委員会で執筆を担当する、第 6 章の扶桑木の文化的側面と、第 7 章のまとめ、そして全体の構成です。この扶桑木について説明させていただきます。50 頁を御覧ください。これは、県指定天然記念物の材化石なのですが、昭和 31 年に指定されて以来、今日まで評価がそのまま引き継がれてきたので、現状と合わない側面も多々出ております。よって、本報告書の名称は、より幅広い「郡中層化石」として、指定対象の扶桑木以外の化石も対象とし、今後の検討材料とできるようにしました。49 頁を御覧ください。天然記念物である扶桑木については、6 章の章立てを細かく分けていますが、化石が扶桑木と呼ばれるに至った経緯と、扶桑木がどのように利用されてきたのかを、文献調査と聞き取り調査から明らかにします。については、報告書に様々な情報を多量に、かつ簡潔にまとめて掲載する必要があります。例えば、52 頁の 1805 年の伊能忠敬の調査の際も、この地図には描かれていませんが、大谷海岸で扶桑木が拾えるという話を、随行員が記録しております。その拾った扶桑木をどうしたのかについては、53

頁に載せていますが、印鑑や硯に加工されていきました。同時に、地元では、扶桑木を薪炭材として利用していたという情報もあります。このような、扶桑木の利用についてもページ数を割いて、化石だけでなく、伊予市の人々と扶桑木の関わりの歴史を明らかにしていきます。

(会長)

県の天然記念物に指定されています。当時の郡中町(※補足:指定申請時は旧伊予市)の調査は不十分でしたが、平成22年に巨大な扶桑木が近年珍しく発見され注目されました。勝手に持ち帰ったりと、保護されていない状態が続いております。本来、持ち帰ってはいけないということを知らない人も多いです。報告書を作成する目的は、天然記念物を保存していくことにしないといけません。県の審議会と協議して、お願いするための調査報告書と御理解ください。

(委員9)

所用により途中退席させていただきますが、記録も残ってそうで、貴重な調査だと思います。全国的にもほとんど知られておりませんし、江戸時代後期になると松平定信が全国の珍しいものを調査しております。各藩も地域の珍しいものの調査が盛んになっており、そういう記録がみつければと思います。調査期待しております。

(会長)

これからだと思いますが、全国的な視点から調査してください。では、刊行物については以上です。

(3) 中予管内合同視察について(当日配布資料8頁)

(事務局1)

当日資料の8頁を御覧ください。中予館内合同視察については、中予教育事務所が主催の事業であり、各市町が輪番で受け入れをするもので、今年は伊予市が当番となっております。参加については、各市町の担当者及び開催市町の文化財保護審議会の委員の皆様にもお声がけさせていただいております。内容については、担当より行います。

(事務局2)

こちらのスケジュールは、過去2年間の事例を参考に、昨年度提案したものです。午前中が文化財巡り、午後は開催地の市町の文化財保護行政の活動状況を発表したのちに、意見交換会となっております。問題としては、この冬もコロナウイルスの影響が続くことが予想されますので、文化財巡りが例年通り、つまりバスや公用車で2時間近くかけて市内の文化財を巡って実見する、という手順が取れないことです。現在、この点も中予教育事務所と協議しながら計画中です。

(事務局1)

来年2月中旬を予定しております。

(会長)

内容につきましては状況に応じてとし、文化財保護審議会委員の皆様も、御参加いただきまして意見交換よろしくお願ひいたします。

(4) 仏像調査について（当日配布資料 9 頁）

（事務局 1）

伊予市内の文化財の調査についての御説明をいたします。地域の方にも御紹介をいただきながら、仏像・民具・古文書などの調査・収集について行っているところですが、その詳細について、担当より御説明いたします。

（事務局 2）

当日配布資料 9 頁を御覧ください。昨年度の委員会でも福田寺の仏像調査のことを取り上げましたが、今年度、調査を実施したく思います。国の登録有形文化財 福田寺の菩薩像を 4 月に写真撮影しまして、御住職の依頼で、愛媛県美術館の学芸員の方に見ていただきました。結果、室町時代に帰属する可能性があるとのこと。つきましては、愛媛県美術館に調査を依頼して、福田寺の仏像調査を実施しようと考えております。なお、他にも盤珪和尚や加藤泰興公の木造もあります。また、伊予市内には、ほかにも未調査の仏像が存在しますので、調査対象を選定のうへ、いくつかまとめて調査できればと考えております。

（会長）

今日御提案がありましたのは、福田寺です。前回の議事録にもありますが、宝珠寺の千手観音像につづき、福田寺、薬師如来像、本願寺等について御指摘がありました。財政などのこともあると思いますが、取り急ぎ福田寺の調査を先に実施し、可能であれば仏像調査を広げていくという御提案となっております。

それでは、審議事項は以上ですが、これ以外にこの審議会で協議したい議案はございませんか。調査の要望や指定についての要望がございましたら。・・・では、私の方から。長州大工については後ほどあると思いますが、調査を行いましたので、私としてはよろしくお願ひします。

Ⅲ 報告事項 平成 31 年度事業概要について（資料 1-10 頁）（当日配布資料 2-4 頁）
（01:09:40～）

（会長）

それでは、戻りますが、平成 31 年度事業についての報告事項をお願ひします。

（事務局 1）

事前にご送っていただきました資料 1 頁を御覧ください。平成 31 年度の事業について、提示しております。詳細につきましては、担当よりいたします。

（事務局 2）

こちらについては、当日配布資料1をもとに説明させていただきます。平成31年度第1回文化財保護審議会で提示した事業計画の結果報告も兼ねて御報告します。

まず、当日配布資料2頁を御覧ください。古文書の燻蒸については、開館となる前の7月11日、12日の2日間にかけて、東洋産業株式会社に委託をし、行いました。多目的室にビニールハウスのような設備をつくり、その中で酸化エチレンガスを用いた燻蒸を行いました。移転作業については、旧図書館より、約1,000点にも及ぶ収容箱や資料を、無事に新館に移動することができました。

次に、資料2頁を御覧ください。11月には、中山町の長州大工関係文化財の現状調査を実施しました。会長、本田委員、松浦委員にはお世話になりました。調査報告書を資料3-10頁に掲載しておりますので、御覧ください。調査対象は山吹御前、盛景寺、三島神社の3箇所、長州大工の現状を確認し、所有者の方と情報交換を行いました。次は、具体的な指定対象の選定が必要となります。

次に、当日配布資料3頁を御覧ください。未指定の文化財である彩浜館のさざえ堀についてですが、9月9日、さざえ堀に配置された石材が数点、さざえ堀の底に落下しており、人為的な破損の可能性が高いと判断しました。未指定とはいえ、さざえ堀は萬安港の歴史を語るうえで欠かせない文化財ですので、その他の文化財も含め、文化財保護の強化に努めてまいりたいと思います。なお、経済雇用戦略課が修復を行いました。

市民向けの文化活動・普及啓発については、スタディ・バスツアーと伊予市郷土文化講演会を実施しました。お手数ですが、当日配布資料2頁にお戻りください。

伊予市郷土文化講演会については、ミューゼ灘屋において、「伊能忠敬測量隊と伊予市の足跡展」を開催しました。講演会では、愛媛県歴史文化博物館学芸課長の井上淳氏をお招きし、解説を行っていただきました。なお、市民から題材を広く募集するという提案は進んでおりませんので、皆様の御意見を賜りつつ、今後の課題とさせていただきます。

当日配布資料3頁にお進みください。バスツアーは、前回の審議会で提案しましたとおり、大平の地藏堂にまつわる伝承をテーマとして、大平から大洲市の如法寺までのツアーとしました。16名の参加をいただきました。

当日配布資料3頁の最後を御覧ください。愛媛県指定史跡の伊豫岡古墳の災害復旧・支障木伐採事業について両事業とも実施しました。愛媛県、伊予市の支援のもと、地元による作業を行い、無事、復旧に至りました。資料4頁を御覧ください。この際、愛媛県教育委員会の指示で、伊豫岡古墳で発掘調査を実施しました。4平米の小規模な調査ではありましたが、そもそも伊豫岡古墳は昭和23年に県指定されて以来、発掘調査がなされてこなかったもので、古墳が10基あるという以上の情報がありませんでした。よって、史跡の実態を解明する絶好の機会となりました。まず、今回の発掘調査により、丘陵の上に弥生時代の遺物包含層と土器溜まり遺構が認められることが確認できました。そして、境内は近世以降に大規模な造成がおこなわれ、現在の平坦な境内地が造ら

れたことが判明しました。また、古墳に伴う円筒埴輪も確認できました。つまり、弥生時代後期の利用、古墳時代後期の古墳造成、中世近世以降の神社としての利用という、3つのフェーズによる土地改変の歴史が明らかとなりました。

古文書の調査については、資料4頁を御覧ください。

先ほどのさざえ堀の件とも少し関連して、彩浜館の備品整理に立会いまして、彩浜館改修時の図面や、解体前の写真を持ち帰りました。また、御替地古今集という、原本が所在不明になっている寛政年間の書物の写本が、伊予市教育委員会に対して寄贈されました。こちらは、当日配布資料12頁を御覧ください。写本がいくつか確認されていますが、この写本は、私の把握している限り、これまで発表されていないものですので、貴重な資料です。

文化財の看板は、天然記念物のオガタマノキを予定していたのですが、地元と交渉した結果、今回は見送ることとしました。代わりに、看板設置の要望があった、永木の藤縄之森三島神社の石鳥居遺構（県指定文化財）に看板を設置しました。QRコードを使用した最初の看板です。次第の表紙に看板設置状況写真を掲載しております。

次に、平成31年度第1回文化財保護審議会において、御提言いただきましたが、引き続き、検討をしているものについて、申し上げます。

伊予市遺跡詳細分布調査委員会との連携についてこちらについて、昨年度行われた伊予市遺跡詳細分布調査委員会でもお話が出たところではありますが、まず、埋蔵文化財の文化財指定については、伊予市遺跡詳細分布調査委員会に対して調査を依頼し、その結果を文化財保護審議会にて審議をしていただき、手続きを進めるということにしたいと考えています。

(会長より資料について指摘あり)

(事務局2)

また、組織体制については、各市町の状況などを参考にしつつ、人員体制や予算などを考慮しながら、引き続き検討をしたいと考えております。

収蔵資料の保管場所の問題については、なかなか進展がないところですが、今後、民具等をどう整理するかについて、場所だけではなく、手続き上のことも視野に入れながら、検討を進めたいと考えております。

次に、刊行物についてですが、昨年度に刊行を計画していた『灘町宮内家文書目録近代編・補足編・補遺』は、諸事情により刊行できませんでした。この件は、会長とも御相談のうえ、対応させていただきます。

(会長)

事業報告、概要でございました。文化財の燻蒸作業などがございました。それから、2番目の長州大工の調査についてお願いします。

(委員 7)

資料の 3 頁、令和元年中山町長州大工関係文化財調査報告書、令和 2 年 6 月 18 日付けの文章がありますが、昨年 11 月 25 日に、中山町の山吹御前神社、盛景寺、永田三島神社の 3 箇所を、愛媛県建築士会文化財・まちづくり委員会の委員長花岡さんをはじめ、みなさんで見回りしました。最初の山吹御前神社については、まわりの彫刻物が痛んだり無くなったりしており、とても修復できないんじゃないかと、これ以上被害が出ないように、地元としても、まわりと力を合わせて守っていきたいということ。盛景寺についても内部が主なので、管理が十分できるんじゃないかなと思います。三島神社については、なかなか、これもカバーするわけにはいかないのと、もし文化財に指定するのなら、彫刻だけでなく建物全体を対象としてはどうかと話をしています。そういうことで、3 箇所についてはそれぞれ地元の方で分からないことも出てくると思いますし、なおかつ愛媛県建築士会文化財・まちづくり委員会の委員の中で、もう一度詳しく調査してみたいなという意見が出ておりますので、そのあたり、現場調査などでてくると思いますが、伊予市教育委員会を通じて、地元と協力をお願いしたいと思います。

(会長)

資料 9 頁になりますが、伊予市内の長州大工の彫刻はほかにもありますが、緊急性が高いものを調査していただきました。現状としては、盛景寺と三島神社は比較的保存状態が良いのですが、山吹御前は人為的な損壊が進んでおり、水害のこともあり、早急に対応しないといけません。いずれにしても、どういうふうに、調査もするのか、建物全体を保存するのか、突っ込んだことをしないといけません。これについては、本日の審議事項には入っていないのですが、早急に教育委員会事務局でどういう対応をするのか、審議会待ちではなく、決定して作業していただきたいです。委員 8 は御意見ございませんか。

(委員 8)

昔からずっと言い伝えられてきた大切なものなので、分かる範囲で後世に伝えていきたいです。

(委員 6)

中山史談会でも山吹御前神社、永田三島神社、盛景寺、宮崎家など調査をしており、長州大工の存在価値感をもっと知っていただきたいというのが、地元史談会の考えです。しかし、公開されると盗難が懸念されます。保存の仕方も、氏子さん檀家さんの力を借りながら守っていく必要があると思います。

(会長)

長州大工については以上です。ほかにも多岐にわたり報告がありましたが、文章に書いているものもないものもありました。伊豫岡古墳の復旧工事も集中豪雨により県の補助が付いたのですが、豪雨は今後も生じます。崩落の危険性があるところは、巡視をして、事前に対策していく必要があります。文化財になっているものは特にそうです。

他に御意見はございますか。

今日の資料はあちこちに飛んで、審議委員さんもおかしいと思っています。準備ができていません。お忙しい中集まっていたいでいるので、効率的に進めるためには、資料は分かりやすく、順序だって説明できるようにしてください。たくさんあって多岐にわたるのは分かりますが、改善願います。

(委員 5)

当日配布資料 6 頁、郡中層化石調査報告書（仮）の 6 頁最後ですが、平成 22 年度に大谷海岸で発見された巨大な扶桑木を、現在は双海地域事務所で展示しているとありますが、これは、公民館とかじゃなくて、双海町のですか。

(事務局 2)

もともと、大谷海岸に近いしおさい公園の体育館に展示しておりましたが、体育館が国体で使用されるということで、修復後に移動させる必要がありました。図書館も移転を控えており、置く場所が無いということで、双海地域事務所に一時的に置くこととなりました。

(委員 5)

自由に見せていただけるのですね。

(事務局)

はい。どなたでも見学可能です。

(会長)

ほかにないですか。繰り返しますが、どのようなことをしたのか、参考資料として業務内容を発表するのもいいですが、審議会では、昨年度の事業計画に基づいて報告をしてください。

3 その他 (1:33:10～)

① 来年度以降の文化財看板設置計画について (当日配布資料 10 頁)

(事務局 1)

資料に不備があり申し訳ございません。文化財の看板については、現在設置されていないもの、修繕が必要なものなど、優先順位を検討したうえで、予算計上し、対応をしているところです。来年度についても、予算計上をする予定としておりますが、設置場所について、担当より説明をいたします。

(事務局 2)

当日配布資料 10 頁を御覧ください。来年度の看板設置は、先ほど照会しました報告書の完成に合わせて、大谷海岸の扶桑木を検討しております。

また、先ほど指定解除について諮ったツバキ〔シュテンドウジ〕とヤブツバキ（下唐川）も、新しい看板を設置しておりますので、解除に合わせて撤去しなくてはなりません。もう一箇所は、前回の審議会でも紹介しましたが、後藤又兵衛基次公菩提所で、板

面が色あせて文字が読みづらくなっております。これは、原因を調べたところ、住民が掃除をしようと洗剤で洗った結果、塗料が落ちてしまったそうです。また、看板の設置状況も全体把握に向けて確認を進めていますが、全ての文化財を調査できておりません。

(会長)

質問が先ほどもありましたが、旧の看板が残っています。扶桑木を看板設置の対象として提案するというのは、これは、そういうことでいいんですか。

(事務局 2)

来年度は扶桑木の看板を予定しています。

(会長)

県指定の文化財に伊予市が看板を作るということですか。

(事務局 1)

先ほどの報告書作成に合わせた活用ということで、県指定ではありますが、御提案させていただきました。会長の御懸念されているとおり、県指定の文化財にあたりますので、県と協議のうえ、県なのか市なのか、優先順位も考慮して組み入れたいです。

(会長)

順番がどうではなく、看板がなくて分からない場所が、地元は優先順位が高いと思っている。ただ、いろんな事業があるので取捨選択しないといけないのですが、扶桑木の看板がないと県に言っているのですか。県の指定文化財であれば表記の仕方があるので、費用面だけでなく、看板を勝手に伊予市が作るわけにはいきません。地元から要望が出ているものを最優先にしないといけません。この提案は、本来は審議事項じゃないのですか。報告されたから承認されたというのは違います。作ることに異議はないですが、説明をするようにしてください。

(委員 4)

愛媛県の指定であれば、当然、県が看板を設置して、県の予算でやるべきではないのですか。県との協議はしておりますか。

(事務局 2)

協議はしておりません。

(会長)

していないのですか。

(委員 4)

勝手に市が設置していいのですか。

(事務局 2)

たとえば、伊豫岡古墳も県指定ですが、こちらでも伊予市が看板を設置していますので、先例があります。この際、県と協議をしたかは確認が取れていません。

(事務局 1)

前任者が愛媛県に確認しまして、伊予市の方で設置するようにとのことでしたので、伊予市で設置しました。

(会長)

そこをちゃんと確認して説明せずに設置しますとは、行政として不可解なことです。

(事務局 1)

失礼しました。県指定ではありますが、先ほどの報告書に合わせた活用ということで、今回御提案しました。会長が懸念されているように、県指定ということですので、県と協議をして、伊予市が設置するのか、県が設置するのかということを再検討します。また、市指定の文化財のなかで急を要するものが無いのか、限られた財政のなかで、市指定が優先というのは重要なことです。文化財活用という意味で、いろいろなものを加味したうえで、県との協議を経たうえで扶桑木ということもありえますが、内部で調整をしたうえで、再度提案します。

(会長)

調査報告書の件は、先ほど認められていますので、調査報告書を反映した内容が必要な旨を県にあげないといけません。そういう順番でしないとイケないです。

② 福田寺本堂の現状について（当日配布資料 11 頁）

(事務局 1)

国の登録有形文化財の福田寺について、損壊等があり、各委員さん方々も御尽力をいただいているところですが、現状について、担当より説明をいたします。

(事務局 2)

当日配布資料 11 頁を御覧ください。年末に屋根瓦が崩落し、現在、シートを貼って養生している状態です。修復が必要な状況ですが、福田寺本堂はこれまで図面が作成されてこなかったため、本田委員をはじめ、愛媛県建築士会の方々が図面を作成して下さっております。

(委員 7)

補足説明させていただきます。11 頁にあります通り、去年 12 月に本堂破損ということで軒先の瓦が落ちて、現場を確認したのですが、その時は内部は傷んでいなかったです。その後、今年の 4 月 27 日に本堂のちょうど、祭壇前の屋根が抜けてしまいました。5 月に入って、国の登録有形文化財ということで、通玄庵は犬伏先生が現場で調査して成果を発表されているのですが、本堂についてはなにも資料がないということで、建築士会も文化財の委員のなかでそれはおかしいとなりまして、建物の価値も分からないので、せめて平面図だけでも残させていただきたいと、教育委員会に報告して、福田寺の了解を得て、5 月 23 日・30 日と現場に行きました。既に、畳の上にも瓦や土が落ちている状況で、安全上なかなか上がれなかったのですが、図面を作成しました。建物だけでは意味が無いので、本堂前の庭も、8 月に測量させていただきました。事務局に協

力していただき、現場調査を終えて図面を作成しております。建物の平面図に部屋の名称を入れてまとめたいと思います。調査写真と平面図等については極力早く仕上げ、皆様にお渡ししたいので、もうしばらくお待ちください。

(会長)

福田寺は伊予市で初の国登録有形文化財になったのですが、当時は図面の提示がそれほど厳しくなかったもので、同意書だけで、図面を作成していませんでした。ところが、壊れるとなった段階で資料がないとなっています。福田寺さんも登録から除外しないといけなのではと考えている状況で、歴史的なものが残らないということで、愛媛県建築士会のボランティア的な協力で図面を作成しています。別に教育委員会が作れというのではなく、自主的にやっていただいております。市町村は登録によって特別交付税を受けており、所有者責任ではなく、一定の責任をもっています。市町村としても日常的に調査、現状把握をしないといけません。これも風水害です。通玄庵の茅葺屋根も傷んでおり、危機遺産となっています。せっかく登録有形文化財になったものも滅失していつているので、ちゃんと資料を作成して、伊予市も関心をもっていただきたいです。

③ 寄託・寄贈について（当日配布資料 12 頁）

(事務局 1)

寄託・寄贈については、「伊予市教育委員会歴史資料取扱要綱」に則り、処理をさせていただいております。岩田委員、本田委員をはじめ、貴重な資料や文化財を寄託・寄贈いただいておりますことに、感謝を申し上げますとともに、取り扱いにも十分注意するよう気を引き締めている次第です。今年度も何件かお申し出がありましたので、その点について、担当より御説明いたします。

(事務局 2)

当日配布資料 12 頁を御覧ください。平成 31 年度は、表のと通りの寄贈寄託をいただきました。現在、保管場所の不足に直面している状況ですが、基本的に、文化財の寄贈寄託の申し出は御受けするようにしております。

(会長)

市民の関心により提供していただいているのは良いことです。まずは収集です。愛媛大学は「愛媛県資料ネット」を作って風水害の際に県下で活動していますが、まず、収集しないと残りません。収集し、それをちゃんと保存すること、それから郷土研究して、できるものは指定文化財にするという仕事です。積極的に提供いただいて周知し、みなさんから寄贈していただく。前回の審議会の議論でもありましたが、保管場所が無いから廃棄するという声もどこかから聞こえてくるようですが、まず、消えていくものから、可能なかたちで、是非提供を受けていただきたいです。寄託されたものについては、最近、宮内六右衛門の資料で残っているものを、柚山先生と学生さんにボランティアで目録を作ってくださいました。前に御紹介しました、国レベルの重要な島津家

の文書があるのですが、個人で所蔵しておきたいということで文化財的な位置づけはできていないのですが、2年経って、巻いてこのまま置かれている状態。見かねた柚山先生が桐箱を買って、寄付してくれた。これで保存してくださいと。専門家は危機感をもっており、努力しています。市も寄託されたものはちゃんと保存状態を考えて保管していただきたいです。是非、集めてください。

④ その他

(事務局 2)

令和3年度は、昨年度と同様、愛媛県の顕彰事業を利用して、伊豫岡古墳の支障木伐採の要望がありますことを御報告します。墳丘の保護が伐採の理由ですが、通学路の安全確保の面からも、伐採の要望が各所から寄せられております。

(会長)

そのほか、ありますでしょうか。いいですか。今日は1年5か月ぶりで長くなりました。議題も多く仕事も多いのは分かりますが、年2回の重要な会議なので、審議事項は整理してください。

(事務局 1)

議事進行ありがとうございました。資料の不足、段取りの不手際等について、深くお詫び申し上げます。

4 閉 会 (1:55:45～)

(伊予市教育委員会教育長の挨拶で閉会した。)